

2021年6月29日

各位

株式会社北洋銀行

道内金融機関で初めて事実婚・同性パートナー等の方々に対する 住宅ローンの取扱いを開始します

北洋銀行は、2021年7月1日(木)より住宅ローンの連帯債務契約や担保提供の対象者に事実婚の配偶者や兄弟姉妹、同性パートナーの方々を含める取扱いを道内金融機関で初めて実施します。

近年、法律婚以外の方々の住宅取得ニーズが高まっているほか、ダイバーシティ(多様性)への理解促進が広がり、社会的取組が急速に進んでいます。当行では、下表に該当するの方々について、法律婚の配偶者と同様に連帯債務契約や担保提供者の対象とすることで、幅広いお客さまに住宅ローンをご利用いただけるようにします。

当行は今後もダイバーシティを尊重し、お客さまの多様なニーズにお応えしてまいります。

記

【内容】

対象商品	ノースパシフィック株式会社が保証する住宅ローン
対象となるお客さま	以下の表に該当する同居ご家族で、お二人とも購入物件へ入居が可能な方
利用可能となること	本人の収入に、下記対象者の方1名の収入を合算して借入することができます。また、下記対象者の方は購入物件を共有することができます。

【申込時提出書類】

対象者	提出書類等
事実婚の配偶者	「未届の妻」「未届の夫」や「妻(未届)」「夫(未届)」と記載のある住民票
兄弟姉妹	傍系血族の親族であることが確認できる戸籍謄本、住民票
同性パートナー	下記(1)または(2)のいずれか (1)自治体発行のパートナーシップ制度証明書 (札幌市の場合は「パートナーシップ宣誓書受領書」または「受領カード」) (2)以下の書類の全て ・合意契約に係る公正証書 ^{*1} の正本または謄本 ・任意後見契約 ^{*2} に係る公正証書の正本または謄本 ・任意後見契約 ^{*2} に係る登記事項の証明書の正本または謄本 ※1:合意契約に係る公正証書には以下①②のいずれの事項も明記されていることを確認します。 ①二人が愛情と信頼に基づく真摯な関係であること。 ②二人が同居し、共同生活において互いに責任を持って協力し、その共同生活に必要な費用を分担する義務を負うこと。 ※2:任意後見契約は、相互に相手方を任意後見受任者とし、将来本人の判断能力が不十分となったときに、自分の生活、療養看護および財産の管理に関する事務について、あらかじめ任意後見受任者に代理権を付与する委任契約を締結することです。

※同性パートナーに関するご相談、お手続きについては当行ローンプラザで承ります。

※ご利用にあたっては当行所定の審査があります。

以上



北洋銀行グループは、2018年12月「北洋SDGs宣言」を表明し、地域の持続的成長支援と社会的課題の解決に取り組んでおります。なお、SDGsに関連するプレスリリースには、該当するSDGsのアイコンを明示しております。
 【SDGs】2015年の国連サミットで採択された、持続可能な世界を実現するための2030年までの国際目標。17のゴールと169のターゲットで構成される。